

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成21(2009)年5月18日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成21年4月23日 裁判所HP
平成20年(オ)第1298号 所有権移転登記手続等請求事件(棄却)

建物の区分所有等に関する法律70条(団地内全建物一括建替え決議についての規定)は、憲法29条に違反しないと判示した事例。

(理由)

同法70条1項は、団地内の各建物の区分所有者及び議決権の各3分の2以上の賛成があれば、団地内区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数の賛成で団地内全建物一括建替えの決議ができるものとしているが、団地内全建物一括建替えは、団地全体として計画的に良好かつ安全な住環境を確保し、その敷地全体の効率的かつ一体的な利用を図ろうとするものであるところ、建物の区分所有権行使との調整の必要から行使について制限を内在する区分所有権の性質にかんがみると、団地全体では同法62条1項の議決要件と同一の議決要件を定め、各建物単位では区分所有者の数及び議決権数の過半数を相当超える議決要件を定めているのであり、同法70条1項の定めは、なお合理性を失わない。

また、団地内全建物一括建替えの場合、1棟建替えの場合と同じく、上記のとおり、建替えに参加しない区分所有者は、売渡請求権の行使を受けることにより、区分所有権及び敷地利用権を時価で売り渡すこととされているのであり(同法70条4項、63条4項)、その経済的損失については相応の手当がされているというべきである。

そうすると、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すれば、区分所有法70条は、憲法29条に違反するものではない。このことは、最高裁平成12年(オ)第1965号、同年(受)第1703号同14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁の趣旨に徴して明らかである。

(2) 最三判平成21年4月28日 裁判所HP
平成20年(受)第804号 損害賠償請求事件(棄却)

殺人事件の被害者の有していた権利義務を相続したXらが、殺人から20年が経過した後に加害者であるYに対して、不法行為に基づく損害賠償を請求する事案において、「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合において、相続人確定時から6か月内に権利が行使されたなど特段の事情があるときは、民法160条の法意に照らし、同法724条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。」として、民法724条後段の規定に基づく消滅時効を否定し、Xの請求を認容した事例。

(理由)

民法724条後段の規定を字義どおりに解すれば、不法行為により被害者が死亡したが、その相続人が被害者の死亡の事実を知らずに不法行為から20年が経過した場合は、相続人が不法行為に基づく損害賠償請求権を行使する機会がないまま、同請求権は除斥期間により消滅することとなる。しかしながら、被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人はその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま除斥期間が経過した場合にも、相続人は一切の権利行使をすることが許されず、相続人が確定しないことの原因を作った加害者は損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反する。このような場合に相続人を保護する必要があることは、前記の時効(民法160条)の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果制限することは、条理にもかなうというべきである(最高裁平成5年(オ)第708号同10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁参照)。

(3) 大阪高決平成19年9月20日 判タ1260号330頁、判時2033号24頁

平成18年(ヲ)第743号 養子縁組許可申立却下審判に対する抗告事件(原審判取消・確定)

未成年被後見人Bの後見人であるA(実祖母)が、Bとの養子縁組の家裁許可を求めた事案において、本件では、Bの実母が親権者を自己として実父と離婚してBを養育していたところ、児童虐待による傷害罪で逮捕されたため、AがBを養育し、実母の親権喪失審判と、親権者の職務執行停止及び職務代行者として自己の選任を求める保全処分が認められ、その後、Bの未成年後見人としてAの選任を求める審判が認められ、その上でAによってBを養子とするこの許可が求められたもので、実父が傷害事件を知った後にAに対しBを養育したいと申し入れていた等の事情があった。原審判は、養子縁組が許可されてもBの生活に変化が生じるわけではなく養子縁組の必要性に乏しく、実父が養育の意欲を示していること等からも、本件養子縁組がBの福祉に適うものということはできないとして申立を却下したが、本決定は、民法794条の趣旨に鑑みれば被後見人の財産的地位に対する危険を排除する観点から縁組の当否を審査すれば足りるのであり、子の福祉確保の観点から縁組の当否を審査すべきでないとして、本件ではAがBの財産を危うくするおそれがあると認められないとして、原審判を取り消し、縁組を許可した。

(4) 東京高決平成20年4月25日 判時2032号50頁

平成20年(ヲ)第440号 不動産引渡命令申立棄却決定に対する執行抗告事件

民法395条1項の建物明渡猶予制度は、抵当権者に対抗することができない賃借権に基づき抵当建物を占有する者に対し、一律に一定期間の明渡しの猶予を認めるものである。そうすると、建物の売却以前に前所有者(抵当権設定者)が明渡しを求めることができない地位にあった転借人は、賃借人の賃借権を基礎とする占有者として同項の保護を受けること

ができるというべきであるが、前所有者が明渡しを求めることができた転借人については、常に明渡請求を覚悟しておかなければならない立場にあったのであるから、上記の趣旨に照らして同条項の保護の対象とはならないというべきである。前所有者が明渡しを求めることができた転借人についてまで同条項の保護の対象とすることは、同条項の改正以前にも保護されていなかった者に新たに明渡猶予の利益を与えることになり、抵当物件の価値を低下させることになるので、同条項の改正の趣旨にも沿わない。

民法は、転借人について、賃借人との関係では、賃借人の賃借権が保護されるからといってそれを基礎とする転借権も当然に保護されるとする立場を採っていない。

(5) 福岡地判平成19年6月26日 判タ1277号306頁
平成18年(ワ)第566号 損害賠償請求事件(一部認容・確定)

本件でA(大正12年生)はY1の経営する病院に入院中、おにぎりを誤嚥して窒息し死亡した。そこで、Aの次男であるXは、看護業務に従事していたY2は[1]事故当時Aの嚥下状態が悪かったにもかかわらず咀嚼・嚥下しにくいおにぎりを提供した過失、[2]歯科医師から食事摂取時には必ず義歯を装着するよう指示されていたにもかかわらず装着させなかった過失、[3]誤嚥しないように、また誤嚥した場合には直ちに吐き出させるために見守りをすべきであったにもかかわらずこれを怠った過失がある等と主張し、Yらに対し不法行為等に基づき損害賠償を請求した。

本判決は[1]については、これまでAがおにぎりを摂食した際に咽せたことはなく注意すれば誤嚥することはない、[2]についてもAは摂食の際に義歯の装着を拒否しておりこれを強制的に装着させることは實際上不可能である、としていずれも過失を否定したが、[3]については、Y2はAが誤嚥しないように注意深く見守り、誤嚥した場合には即時に対応すべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、30分間も病室を離れていたのであるから、この点に過失がある等とし、Yらの損害賠償責任を認めた。

(6) 東京地判平成19年11月27日 判タ1277号124頁
平成18年(ワ)第1776号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

本件は、X2らが、世田谷区(Y2)の家庭福祉員(保育ママ)であるY1に対し、長女X1(生後約5か月)の保育を委託したところ、Y1が泣きやまないX1をベビーカーに乗せたままその頭部を動揺させる激しい暴行を加え、硬膜下血腫等の傷害を負わせたため、Xらが、Y1に対し民法709条に基づき、保育ママ事業の運営主体であるY2に対し国賠法1条1項と民法715条に基づき、Y2に都費援助等を行っていた東京都(Y3)に対し民法715条と国賠法1条1項に基づき損害賠償を請求した事案である。本判決は、Y1について本件傷害の不法行為責任を認め、Y2については、保育ママは児童の保護者と直接保育利用契約を締結すること等からY1Y2は公務員ではなく被用者でもないが、以前にY1による保育中に別の幼児の傷害事故が発生しY1による虐待の可能性もあるとの苦情を受けていたことなどから、Y2の区長らが保育ママの運営要綱等に定められた調査権限等を行すべきであったのにこれをしなかった点において過失があるとし、不作為の国家賠償責任を認め、Y3については、保育ママ制度はY2の固有の事務(自治事務)であり指揮監督関係もないとして損害賠償責任を否定した。

(7) 横浜地判川崎支判平成20年2月26日 判タ1277号433頁
平成17年(ワ)第640号 請求異議事件(請求棄却・確定)

本件で、原告は、土地の造成工事の請負人から工事請負残代金債権を譲り受け、同土地の占有の移転を受けたので、同土地につき同債権を被担保債権とする留置権を有するとして、不動産競売手続により同土地を買い受けた被告の強制執行に対しこれを許さない旨の請求異議の訴えを提起していたが、その後、同執行が完了し占有喪失により留置権が消滅したため、同訴えを交換的に変更し、被告に対し、留置権に基づく請負残代金の支払い等を求めた。本判決は、民事執行法188条、同法59条4項は、不動産の留置権について「買受人は、この留置権によって担保される債権を弁済する責めに任ずる」としているが、留置権は物の留置を認めることによりその物の返還を求める債務者を間接的に強制して債務の弁済を担保させるものであること、買受人が被担保債権の支払義務を負うとすると同債権額が留置物の価格を上回るときは留置物の価格を超えて被担保債権全額の支払義務を負うことになり入札時に予測し難い不利益を被るおそれがあること等を理由に、上記「弁済する責めに任ずる」とは、留置権者が買受人に対して留置物の引渡しを拒絶し得ることを規定したにすぎず、買受人が被担保債権の支払義務を負うことまでを規定したのではないとし、原告の請求を棄却した。

(8) 東京地判平成20年8月29日 判時2031号71頁
平成17年(ワ)第16076号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

Yは中華人民共和国から本件ストーブと同型の電気ストーブを輸入し、平成12年9月から平成15年3月までAに販売していた。Yは平成12年末ころ、本件ストーブを輸入し、Aに販売した。X1は平成13年1月10日、Aの店舗にて本件ストーブを購入し、その子であるX3は約1ヶ月間本件ストーブを使用したところ、使用から1週間ないし10日後に手足の運動障害、顔面の麻痺等の異常を訴えるようになり、医師は、X3の症状を中枢神経機能障害、自律神経障害と診断し、その要因は本件ストーブの使用と判断できると診断した。X3及びその両親であるX1、X2はAを被告として不法行為、債務不履行又は製造物責任に基づき損害賠償を求める訴訟を提起したところ、一審判決はAに対する請求を棄却したものの控訴審ではAに対する請求を一部認容し確定した。Xらは、輸入業者であるYを被告として製造物責任法又は不法行為に基づき損害賠償を求める本訴を提起した。

本判決は、本件ストーブは通常有すべき安全性を欠いており、製造物責任法3条に定める欠陥があったと認めるのが相当であると判示し、遅くとも平成12年末ころまでには本件ストーブを引き渡したときにおける科学又は技術に関する知見によって本件ストーブに欠陥があることを認識することができなかったとは認められないとしてYの責任を認定した上、X3の請求を一部認容した。その際、X3がAから別件訴訟に基づき受け取った別件訴訟認容額約554万円及びこれに対する遅延損害金を控除し、約27万円余の支払を命じた。なお、X1、X2の請求は棄却した。

(9) 東京地判平成21年2月4日 判時2033号3頁
平成17年(ワ)第27188号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

元横綱及びその妻に関する記事が週刊誌に合計5回にわたって掲載されたことに関し、元

横綱とその妻が、出版社及びその編集長に対して不法行為(名誉毀損)に基づく損害賠償を請求するとともに、出版社の代表取締役に対し旧商法266条の3に基づく損害賠償を請求した事案において、出版社や編集長の不法行為責任が認められるだけでなく、代表取締役についても、出版物による名誉毀損等の権利侵害行為を可及的に防止する効果のある仕組、体制を作っておくべきであり、株式会社においては代表取締役が業務の統括責任者として社内にも仕組、体制を構築すべき任務を負うところ、名誉毀損という結果の惹起は会社内部にこれを防止すべき有効な対策がとられていなかったことに原因があり、代表取締役は前記任務を重大な過失により懈怠したとして、旧商法266条の3に基づく責任も認められた事例。なお、元横綱につき300万円、その妻につき75万円の請求権が認められた。

(10) 東京地判平成21年3月31日 金法1866号88頁
平成19年(ワ)第12560号 債務不存在確認請求事件

Yとの間で金利スワップ取引を行ったX1およびX2が、主位的に、本件各取引の錯誤無効を理由として、当該各取引に基づく金利支払債務の不存在確認と、XらがYに支払った金利相当額との差額金を不当利得としてその返還とを求め、予備的に、本件各取引の締結に際してYの説明義務違反を理由として、債務不履行ないし不法行為に基づき、XらがYに対して当該取引終了時に支払った金員に相当する損害賠償を求めた事案。

錯誤の成否について、本判決は、いわゆる「金利スワップ取引」を行った顧客に対して証券会社の担当者が説明書に基づく説明とシミュレーション表を交付していたとしても、その記載は当該担当者の相場観ないしこれに基づく予測を記載したものであると理解すべきであって、顧客が相応の信頼を置いていたものとはいえ、デリバティブ取引につき豊富な経験を有する顧客において担当者の相場観ないし予測が絶対的なものであり、それを超えるような大幅な時価評価損を計上する可能性があり得ないものとまで考えていたとは到底認め難い以上、当該取引に係る金利感応度分析表の交付ないしこれに基づく説明がなされていない点を考慮しても、顧客が錯誤に陥っていたものとは認めることができない、とした。

説明義務違反の有無については、いわゆる「金利スワップ取引」を行った顧客に対して証券会社とシミュレーション表を考慮していたとしても、当該シミュレーション表における前提条件や、それが満たされない場合にどの程度の時価評価損が発生する可能性があるのかについての明確な言及がないなどの点で、当該取引に係る金利感応度分析表と対比して不十分なものというほかない以上、その担当者が当該分析表の交付ないしこれに基づく説明を行うことなく、顧客との当該取引の締結に至った点については、証券会社の顧客に対する説明義務に違反するものと評価せざるを得ない、と判断した。

【商事法】

(11) 最二判平成21年4月17日 裁判所HP

平成19年(受)第1219号 約束手形金、不当利得返還等請求事件(一部破棄差戻、一部破棄自判)

[1]Yに対する過払金返還請求権をA株式会社から譲り受けたX1が、Yに対してその支払を求め、[2]A株式会社からYに対して、担保を目的として譲渡された墓地を運営するX2が、被担保債権が弁済により消滅したと主張して、Yが本件墓地使用权を有しないことの確認を求める事案において、「株式会社の代表取締役が取締役会の決議を経ずに重要な業務執行に該当する取引をした場合、当該会社以外の者が取締役会の決議を経ないことを理由にその無効を主張することは、当該会社の取締役会が上記無効を主張する旨の決議をしているなどの特段の事情がない限り、許されない。」として、A株式会社からX1への債権譲渡は、Aの取締役会決議を経っていないから無効であるとのYの主張を排斥した事例。

(理由)

会社法362条4項は、同項1号に定める重要な財産の処分も含めて重要な業務執行についての決定を取締役会の決議事項と定めているので、代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行をすることは許されないが、代表取締役は株式会社の業務に関して一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有することにかんがみれば、代表取締役が取締役会の決議を経ないでした重要な業務執行に該当する取引も、内部的な意思決定を欠くにすぎないから、原則として有効であり、取引の相手方が取締役会の決議を経ないことを知り又は知り得べかりしときに限り無効になると解される(最高裁昭和36年(オ)第1378号同40年9月22日第三小法廷判決・民集19巻6号1656頁参照)。

そして、同項が重要な業務執行についての決定を取締役会の決議事項と定めたのは、代表取締役への権限の集中を抑制し、取締役相互の協議による結論に沿った業務の執行を確保することによって会社の利益を保護しようとする趣旨に出たものと解される。

【知的財産】

(12) 大阪地判平成21年4月14日 裁判所HP

平成18年(ワ)第7097号 不正競争 損害賠償等請求事件

原告ピアスとの誓約に違反し、原告ピアス在職中に眉の美容施術等を目的とする会社(リユーヴィ)を設立してその取締役に就任した上、原告ピアスを退職後被告サロンにおいて原告技術を使用して営業を行った被告らに対し、原告ピアス退職後に眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術を使用しない旨の誓約違反の債務不履行又は不法行為に基づき、損害金の支払を求めた事案。

被告らに対し原告ピアス退職後に眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業に関する原告技術を使用しない旨誓約させる部分は、上記作業を含む全体としての原告技術の使用を禁止するものであるから、使用者である原告ピアスの正当な利益の保護を目的とするものであるといえる。そして、被告らに対し眉山の位置決めの方及びワックス脱毛作業を含む全体としての原告技術の不使用を誓約させたとしても、被告らの職業選択の自由を不当に制約するものではないといふべきであるから、公序良俗に違反するものといふことはできない。リユーヴィが被告サロンにおいて、全体として本件技術を使用していることは当事者間に争いが無いので、誓約書によって原告ピアスに使用しない旨を誓約した「機密情報」を使用しているものであるから、被告のかかる行為は原告ピアスに対する関係において誓約違反の債務不履行及び不法行為を構成するとして、150万円の損害を認定した。

(13) 東京地判平成21年4月30日 裁判所HP

平成20年(ワ)第3036号 著作権 損害賠償等請求事件

原告が被告ら(放送事業者である被告亜太メディアジャパン株式会社及びその委託を受

けた被告スカパーJSAT株式会社)に対し、原告が著作権を有するテレビドラマのCSデジタル放送を行い本件ドラマの著作権(公衆送信権)を侵害した旨主張して、著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案。

被告スカパーは、個別の放送番組の放送前に、その内容に著作権侵害等の法令違反が存在することを現に認識し、あるいは、著作権者等関係者からの警告等を受けるなどして著作権侵害等の法令違反が存在する具体的な可能性を認識していた事情がある場合であれば格別、そのような事情のない場合には、個別の放送番組ごとに、その放送前に、当該放送番組が放送された場合に著作権侵害となるかどうかを調査、確認すべき注意義務を負うものではないと解される。として、被告スカパーに過失は認定せず、被告垂太メディアジャパンに対してのみ135万円の損害賠償を認定した。

【民事手続】

(14) 最一決平成21年1月15日 金法1865号42頁

平成20年(行フ)第5号 検証物提示命令申立て一部提示決定に対する許可抗告事件

Xが行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「情報公開法」という。)に基づき、外務省の保有する米軍ヘリコプター墜落事故に関する行政文書の開示を請求したところ、外務大臣から、原決定別紙不開示文書目録記載の文書等(以下、「本件不開示文書」という。)につき、情報公開法5条1号、3号または5号に該当するとして不開示とする旨の決定を受けたため、Y(国)を被告として、その取消しを求めた事案において、Xが本件不開示文書の検証の申出をするとともに、これを目的物として、Yに対する検証物提示命令の申立てをしたため、本件不開示文書を検証の目的として被告にその提示を命ずることの許否が問題となった事案。

本決定は、情報公開訴訟において、本件不開示文書を対象とする検証を被告に受忍させることは、それにより当該文書の不開示決定を取り消して当該文書が開示されたのと実質的に同じ事態を生じさせ、訴訟の目的を達成させてしまうこととなること、このような結果は、情報公開法による情報公開制度の趣旨に照らして不合理といわざるを得ないから、被告に当該文書の検証を受任すべき義務を負わせて検証を行うことは許されず、被告に当該文書の提示を命ずることも許されない、として本件検証物提出命令の申立てを却下した。

(15) 最二判平成21年4月17日 裁判所HP

平成20年(受)第951号 株主総会等決議不存在確認請求事件(破棄差戻)

株式会社の取締役等の解任又は選任を内容とする株主総会決議不存在確認の訴えの係属中に当該株式会社が破産手続開始の決定を受けても、上記訴訟についての訴えの利益は当然には消滅しない。

(理由)

民法653条は、委任者が破産手続開始の決定を受けたことを委任の終了事由として規定するが、これは、破産手続開始により委任者が自らすることができなくなった財産の管理又は処分に関する行為は、受任者もまたこれをするのでできないため、委任者の財産に関する行為を内容とする通常の委任は目的を達し得ず終了することによるものと解される。会社が破産手続開始の決定を受けた場合、破産財団についての管理処分権限は破産管財人に帰属するが、役員を選任又は解任のような破産財団に関する管理処分権限と無関係な会社組織に係る行為等は、破産管財人の権限に属するものではなく、破産者たる会社が自ら行うことができる。そうすると、同条の趣旨に照らし、会社につき破産手続開始の決定がされても直ちには会社と取締役又は監査役との委任関係は終了するものではないから、破産手続開始当時の取締役は、破産手続開始によりその地位を当然には失わず、会社組織に係る行為等については取締役としての権限を行使し得ると解するのが相当である(最高裁平成12年(受)第56号同16年6月10日第一小法廷判決・民集58巻5号1178頁参照)。

(16) 最二判平成21年4月24日 裁判所HP

平成20年(受)第224号 損害賠償等請求事件(棄却)

被保全権利が発令時から存在しなかったものと本案訴訟の判決で判断され、仮処分命令が事情の変更により取り消された場合、債務者は、保全執行としてされた間接強制決定に基づき取り立てられた金銭の不当利得返還請求をすることができる。

(理由)

間接強制は、債務の履行をしない債務者に対し、一定の額の金銭(以下「間接強制金」という。)を支払うよう命ずることにより、債務の履行を確保しようとするものであって、債務名義に表示された債務の履行を確保するための手段である。そうすると、保全執行の債務名義となった仮処分命令における保全すべき権利が、本案訴訟の判決において仮処分命令の発令時から存在しなかったものと判断され、これが事情の変更に当たるとして仮処分命令を取り消す旨の決定が確定した場合には、仮処分命令に基づく間接強制決定は、履行を確保すべき債務が存しないのに発せられたものであったことが明らかであるから、債権者に交付された間接強制金は法律上の原因を欠いた不当利得に当たるものというべきである。

(17) 東京高決平成20年11月7日 金法1865号50頁

平成20年(ラ)第1623号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件

債権者である抗告人が、債務者に対して有する執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者である都市銀行に対して有する預金債権の差押えを求めた事案において、差押債権が特定されているか否かが問題となった事例。

本決定は、銀行の特定の普通預金口座に係る普通預金債権および既発生利息債権を差し押さえるべき債権としつつ、その時的範囲として、「命令送達の時から3営業日以内に上記口座に係る普通預金債権となる部分(本命令送達の際に存在する預金および同日を含む3営業日が経過するまでに受け入れた金員によって構成される部分)」とした債権差押命令の申立ては、第三債務者である銀行が差押債権およびその範囲を過大な負担を伴わずに識別することができるものというだけではできないから、差押債権の特定を欠くものというべきである、とした。

(18) 大阪地判平成20年10月31日 金法1866号107頁

平成19年(ワ)第6131号 預金返還請求事件

本件は、破産管財人が、銀行に対し預金の払戻し等を求めたのに対し、銀行が、破産者が第三者に対して負っていた保証債務を代位弁済したので、これにより取得した事後求償権を

自動債権として預金債権と相殺したなどと主張して争った事案である。破産管財人は、破産手続開始後の代位弁済に基づいて生じた銀行の事後求償権が非破産債権である等主張して相殺の効力を争ったが、本判決は、銀行の事後求償権は、その主たる発生原因である保証債務が破産手続開始前に締結されているから、破産債権であると認めるのが相当であると述べて、これを自動債権として主債務者の破産財団に属する債権と相殺することは、破産法上禁止されないと判示した。

【刑事法】

(19) 最一決平成19年12月17日 判タ1260号131頁

平成19年(あ)第1684号 殺人、死体損壊・遺棄被告事件(訴訟終了宣言)

殺人等被告事件について、高裁の判決に対し、原審弁護人が上告を申立てたが、後日、被告人本人が上告を取り下げた。これについて、原審弁護人が高裁に対し被告人と連署した当該被告事件についての高裁宛弁護人選任届けとともに、上記上告取下げは無効であるから事件を最高裁に送付するよう申し入れる旨の申立書を提出したが、高裁は、事実取調べ等を経た後「被告人本人による上告取下げが有効であり、本件上告が被告人の取下げにより終了したものであることは明らかであると思料するが、本件事案の性質等に鑑み、本件訴訟記録を最高裁判所に送付する」旨をその判断理由とともに記載した意見書を付して同被告事件の事件記録を最高裁に送付し、これに対し最高裁が訴訟終了宣言という形式でその判断を明らかにした。

(20) 最三判平成21年4月21日 裁判所HP

平成17年(あ)第1805号 殺人、同未遂、詐欺被告事件(棄却)

情況証拠から被告人を犯人であると認定し、さらに犯情に照らして、死刑を維持した原判決を是認した事例(和歌山カレー毒物混入事件)。

自治会の夏祭り之際で、参加者に提供されるカレーの入った鍋に猛毒の亜砒酸を大量に混入し、同カレーを食した住民ら67名を急性砒素中毒にり患させ、うち4名を殺害し、その余の63名については死亡させるに至らなかったという殺人、殺人未遂の事案(以下「カレー毒物混入事件」という。)について、被告人がその犯人であることは、[1]上記カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜砒酸が、被告人の自宅等から発見されていること、[2]被告人の頭髪からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜砒酸等を取り扱っていたと推認できること、[3]上記夏祭り当日、被告人のみが上記カレーの入った鍋に亜砒酸をひそかに混入する機会を有しており、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていることなどを総合することによって、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されていると認められる。カレー毒物混入事件の犯行動機が解明されていないことは、被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右しない。

本件は、上記カレー毒物混入事件のほか、保険金詐欺に係る殺人未遂及び詐欺から成る事案であるところ、犯情(特にカレー毒物混入事件の罪質は極めて悪く、殺害された被害者らには何ら落ち度がないこと、重症者も多数に及び長期間後遺症に苦しむ者も存し、結果が重大であること、地域社会や社会一般に与えた衝撃も甚大であること、被告人は、長年にわたり保険金詐欺に係る殺人未遂等の各犯行に及び犯罪性向が根深いこと、被告人は、大半の事件について関与を全面的に否認して反省の態度を全く示しておらず、遺族や被害者らに対して慰謝の措置を一切講じていないこと等)に照らして、被告人の刑事責任は極めて重大であるから、被告人のために酌むべき事情を最大限考慮しても、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、是認せざるを得ない。

(21) 東京高判平成19年2月27日 判タ1260号134頁

平成18年(ネ)第4142号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却・確定)

窃盗等の現行犯として逮捕されたXの夫AがYの設置する警察署にて取り調べ等を受けた後、接見室に留置されることになり、Aは接見室に布団等を運び入れ就寝したが、接見室内で敷布団カバーを引き裂いたもので首を吊り自殺した。そこで、XがYに対し、留置係員に義務違反があり、また、接見室の設置管理に瑕疵があった等の主張をしてAの逸失利益及び慰謝料の相続分等の請求をしたが、本判決は、深夜Aを留置室に留置すると熟眠している他の留置人を起こすことになりトラブルを起こす可能性があったこと、Aが自殺を企てることを予想し得る状況は認められなかったことから、接見室で就寝させることが許容される特段の事情があったとして留置について違法性を否定し、接見室の設置管理の点については、Aの自殺の敢行は通常の使用に従わない行動であったことを理由に瑕疵を否定し、請求を棄却した。

(22) 東京高判平成19年8月29日 判タ1260号346頁

平成19年(う)第1189号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反被告事件(控訴棄却・上告)

店舗型性風俗特殊営業禁止区域において個室ビデオ店を営業したことについて、本判決は、店内に多数の個室を設置し、衣服を脱いだ人の姿態の映像を録画したアダルトビデオ等をあらかじめ準備した上、来店した客に対し、店内の個室において、これらのアダルトビデオ等のうち客の選択したものを視聴させることは「映像を見せる興行」(風営法2条6項3号、同法施行令2条1項)に当たり、本件個室ビデオ店では、一般ビデオや一般DVDを上回る多数のアダルトビデオやアダルトDVDが陳列され、店外へのビデオ等の借出しができず、店内の個室のみでビデオ等の視聴が可能で、その料金が一般のレンタルビデオ店の料金よりもかなり高額に設定され、アダルトビデオ等を視聴する個室利用客の割合やその売上額の割合が高いなどの事情に鑑みると、本件個室ビデオ店が「専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる興行の用に供する興行場」に当たるとし、控訴を棄却し有罪判決(罰金50万円)を維持した。

【公法】

(23) 最三判平成21年4月28日 裁判所HP

平成20年(行ヒ)第97号 損害賠償代位等請求事件(破棄差戻)

1 市の発注した工事に関し業者らが談合をしたため市が損害を被ったにもかかわらず、市長が上記業者らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を違法に怠っていると、市の住民が地方自治法(平成14年法律第4号による改正前のもの)242条の2第1項4号

に基づき、市に代位して、怠る事実に係る相手方である上記業者らに対し損害賠償を求める訴訟において、市長が上記損害賠償請求権を行使しないことが当該債権の管理を違法に怠る事実当たらないとした原審の判断に違法があるとされた事例。

2 最判は、「不行使が違法な怠る事実当たるというためには、少なくとも、客観的に見て不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料を地方公共団体の長が入手し、又は入手し得たことを要するものというべきである。」とした上、関連事件（公取委の審決等）の進行や結果に照らし上記事情が認定できるとし、原審は「談合による不法行為に基づく損害賠償請求権が容易に主張、立証が可能な債権というものではないなどといった一般的、形式的な理由」のみにより上記事情を認定しなかったものであり違法とした。

(24) 最一判平成21年4月23日 裁判所HP

平成19年(受)第2069号 弁護士報酬請求事件(破棄自判)

宇治市の住民であるXらが、地方自治法(平成14年法律第4号)による改正前のもの。以下「法」という。)242条の2第1項4号に基づき、Yに代位して土木工事業者63名に対して損害賠償を求めて提起した住民訴訟(以下「別件訴訟」という。)において、約1億3000万円の一部勝訴判決を得、約9500万円について回収したことから、同条7項に基づき、Yに対し、別件訴訟において訴訟委任をした弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額として1500万円の支払を請求する事案において、「相当と認められる額」とは、「旧4号住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価として必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である。」として、認容額及び回収額についてほとんど考慮することなく300万円と認定した原審を破棄し、900万円とした第1審判決を支持した事例。

(理由)

法242条の2の定める住民訴訟は、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであり、これに勝訴すると、結果として普通地方公共団体の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が防止され又は是正されることになる。特に、旧4号住民訴訟は、住民が普通地方公共団体に代わって提起するものであり、この訴訟において住民が勝訴したときは、そこで求められた是正等の措置が本来普通地方公共団体の自ら行うべき事務であったことが明らかとなり、かつ、これにより普通地方公共団体が現実的に経済的利益を受けることになるのであるから、住民がそのために費やした費用をすべて負担しなければならないとすることは、衡平の理念に照らし適当とはいえない。そこで、同条7項は、旧4号住民訴訟を提起した住民が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合に、その訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を普通地方公共団体に対して請求することができることとしたのである。

(25) 最三判平成21年4月28日 裁判所HP

平成20年(受)第981号 損害賠償請求事件(破棄自判)

B市の設置する公立小学校の2年生であったXが、小学校の教員Aから体罰を受けたと主張して、B市の地位を合併により承継したYに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案において、Aの行為が違法であるとして約21万円の慰謝料を認めた原判決を破棄して、同行為は、国家賠償法上違法とはいえないとして、Xの請求を棄却した事例。

(理由)

Xは、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていたAの背中に覆いかぶさるようにしてその肩をもむなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るという悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとしたAのでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、Aは、Xを追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(本件行為)というのである。そうすると、Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというXの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身もXによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではない。

(26) 東京地判平成20年10月6日 判時2031号62頁

平成17年(ワ)第10163号 建物明渡等請求(本訴)、建物賃借権確認等請求(反訴)事件 本訴一部認容・一部棄却、反訴棄却(確定)

X市は、救急患者のたらい回し事件を契機に市民から無休診療所設置の要望を受け、昭和49年、24時間救急診療を実施する民営の医療機関を開設するため、A協会との間で休日夜間等救急医療に関する契約を締結し、建物、医療器具を賃貸し、B医師が診療を開始した(賃借人は後にA協会からBへ、そしてBが設立したY医療法人へと変更し、賃貸借の目的物も移転に伴い別の建物に変更された)。昭和57年、本件診療所は東京都から救急告示医療機関の指定を受けた。賃貸借契約は更新を重ねたが平成16年更新時には合意が成立せず、法定更新がされた。Xは平成16年9月、本件建物につき保健・医療施設として使用する必要が生じたとして地方自治法238条の5(普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる)に基づき賃貸借契約を平成17年3月31日をもって解除した。Yは、平成17年1月、東京都に対し、救急医療機関申出撤回届を提出し同年2月から救急医療を停止した。Xは信頼関係の破壊を理由に訴状によって賃貸借契約を解除した。XはYに対し本件建物の明渡し、医療器部の引渡等を請求し(主位的には債務不履行を理由とする解除、予備的には地方自治法238条の5に基づく解除を主張)、Yは本件建物等につき賃借権を有することの確認を請求した。

本判決は、本件診療所はそもそも24時間救急診療を市民に提供する目的で開設された施設であり、Yにおいて24時間救急診療を実施することを条件に賃貸借契約が締結されたこと、

Y自身開設当初から平成17年1月31日まで24時間救急診療を続けてきたこと、昭和62年以降契約書は賃貸借契約と覚書の2本立てとなったところ、平成3年までは賃貸借契約書において、それ以後は覚書において一貫して24時間救急診療を定めていること、XはYからの24時間救急診療辞退の申し入れを受け入れず、一貫して本件診療所を24時間救急診療に対応する救急機関として市における緊急医療体制を構築していたこと等を理由にYの24時間緊急医療停止は賃貸借契約の債務不履行にあたるとして、Xの解除を認めた。

【紹介済み判例】

最二判平成20年11月7日 判例時報2031号14頁
平成19年(受)第1878号 損害賠償請求事件(破棄差戻)
→法務速報91号1番にて紹介済み。

高松高判平成20年9月30日 判例時報2031号44頁
平成19年(ホ)第312号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(確定))
→法務速報90号8番にて紹介済み。

名古屋地岡崎支部平成20年9月26日 判例時報2031号85頁
平成19年(ワ)第863号 建物収去土地明渡等請求事件(認容(控訴))
→法務速報94号3番にて紹介済み。

最一決平成21年1月15日 判例時報2031号159頁
平成20年(許)第44号 親会社の株主の子会社の会社帳簿等閲覧許可決定等に対する抗告審の変更決定等に対する許可抗告事件(抗告棄却)
→法務速報93号10番にて紹介済み。

最一決平成20年12月11日 判例時報2032号41頁
平成20年(行ヒ)第29号 登記申請却下処分取消請求事件
→法務速報92号23番にて紹介済み。

最二決平成21年1月19日 判例時報2032号45頁
平成19年(受)第102号 損害賠償請求本訴, 建物明渡等請求反訴事件
→法務速報93号1番にて紹介済み。

最一判平成21年1月22日 判時2033号12頁
平成20年(受)第468号 不当利得返還等請求事件(上告棄却)
→法務速報93号2番にて紹介済み。

最三判平成20年10月7日 判時2033号119頁
平成20年(受)第12号 損害賠償, 求償金請求事件(破棄差戻)
→法務速報90号11番にて紹介済み。

最二判平成20年4月11日 判時2033号142頁
平成17年(あ)第2652号 住居侵入被告事件(上告棄却)
→法務速報84号18番にて紹介済み。

最三決平成19年12月11日 判タ1260号126頁
平成19年(許)第23号 文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
→法務速報81号13番にて紹介済み。

最三決平成19年12月25日 判タ1260号102頁
平成19年(シ)第424号 証拠開示命令請求棄却決定に対する即時抗告決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報85号23番にて紹介済み。

東京地判平成19年6月25日 判例タイムズ1260号301頁
平成18年(ワ)第8422号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)
→法務速報83号12番にて紹介済み。

東高判平成19年9月26日 判例タイムズ1277号430頁
平成19年(ホ)第2036号 建物所有権移転登記請求権仮登記抹消登記等請求控訴事件(控訴却下・確定)
→法務速報85号20番にて紹介済み。

2. 平成21(2009)年5月18日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 171 15
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律
・ ・ ・ 飲食料品の原産地等の偽装表示を防止するため、原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則を設ける等の措置を定めた法律

・衆法 171 18
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
・ ・ ・ 社会保険料等の納付についての事業主等の経済的負担軽減のため、社会保険料等に

係る延滞金の割合を納期限等から一定期間軽減する措置を定めた法律

・衆法 171 19
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
・・・年金記録の訂正等がなされた場合に、遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額の加算金を支給することを定めた法律

・衆法 171 25
公共サービス基本法
・・・公共サービスの基本理念及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めた法律

・閣法 171 8
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律
・・・揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する特例措置を、平成21年度から廃止することを定めた法律

・閣法 171 15
高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律
・・・高齢者居宅生活支援施設の整備、都道府県知事の認定を受けた者が高齢者向け優良賃貸住宅を社会福祉法人等に賃貸できること等を定めた法律

・閣法 171 25
我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律
・・・国有の特許権等の低廉な価格での許諾を可能とする制度、中小企業者が他の事業者に事業を承継してその事業の再生を図る取組の支援等を定めた法律

・閣法 171 33
漁業災害補償法の一部を改正する法律
・・・漁業共済組合の総代会制度、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できること等を定めた法律

・閣法 171 34
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律
・・・包括的な化学物質管理を実施するため、難分解性の性状を有しない化学物質を規制対象とし、流通過程における適切な化学物質管理の実施等を定めた法律

・閣法 171 39
不正競争防止法の一部を改正する法律
・・・我が国産業の国際競争力の強化の必要性から、事業者が保有する営業秘密の保護のため、営業秘密の刑事的保護の対象範囲の拡大等を定めた法律

・閣法 171 40
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
・・・安全保障に関連する技術の対外取引に係る規制の対象となる者の範囲を見直し、安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化すること等を定めた法律

・閣法 171 42
構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律
・・・地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施できること、刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務につき官民競争入札又は民間競争入札により行うことができること等を定めた法律

・閣法 171 45
消防法の一部を改正する法律
・・・都道府県の傷病者の搬送及び受入れの実施基準、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を定めた法律

3.5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

石寄信憲編著/土屋真也/義経百合子/柊木野一紀/田中朋斉著 中央経済社 428頁 44
10円
管理職活用の法律実務

佐藤孝幸編 中央経済社 427頁 4410円
詳解 監査役の実務

東京証券代行 株式会社編 中央経済社 387頁 3570円
株券電子化対応 株式実務ガイド

前田重行/神田秀樹/神作裕之編集責任 有斐閣 523頁 11550円
前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷

第二東京弁護士会知的財産権法研究会編 商事法務研究会 367頁 4200円
特許法の日米比較・・・★

4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

只木誠 中央大学出版部 213頁 2835円
日本比較法研究所研究叢書77 刑事法学における現代的課題

小田滋 東信堂 416頁 7140円
国際法と共に歩んだ六〇年 学者として裁判官として

長谷部恭男/中島徹編 日本評論社 309頁 4725円
憲法の理論を求めて 奥平憲法学の承継と展開

山口邦夫 尚学社 244頁 5250円
帝国崩壊後(一八〇六年)のドイツ刑法学

大村敦志/土井真一編著 商事法務研究会 323頁 3675円
法教育のめざすもの その実践に向けて

土屋美明 共栄書房 264頁 2100円
裁判員制度と報道 裁判員制度が始まる 公正な裁判と報道の自由・・・★

5. 発刊書籍の解説

・特許法の日米比較

アメリカにおいて、従来の判例では特許権者を手厚く保護していたが、近時の判例においては自由な技術利用を保護する傾向にあることに着目し、日本の特許実務と比較し、その行方を探っている。

判例研究を含む、全10回の講演の内容を収録しており、また、その際に使われた、実際の特許品の図やデータの表が掲載されている。

・裁判員制度と報道 裁判員制度が始まる 公正な裁判と報道の自由

かつては裁判の公正性を支え、市民の味方であった報道が、今日においてはその市民から訴えを起こされるケースすらあるといった視点から、裁判員制度の導入をきっかけとして、記者として事故・事件・裁判の報道のあり方を見つめ直している。

刑事裁判の報道が社会に与える影響を念頭に置き、報道はどうすれば市民の支持を得られるか、報道をどう変えていくべきかといった課題の下に、公正な裁判の実現と報道の自由の両立に必要な要素を解説している。

☆配信停止をご希望の方へ

下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
